

## 第76回

## 地方の若手弁護士に聞く ～拡大版！広島弁護士会 編～

新進会員活動委員会委員 川端 実 (69期)

新進会員活動委員会では、全国各地の弁護士会の若手弁護士との意見交換会を定期的を開催しています。今回は、拡大版第8弾として、広島弁護士会の若手弁護士から広島の若手弁護士の実情を伺いました。

— 広島弁護士会における若手弁護士に対する支援制度の概要を教えてください。

**● 制度の概要**

広島弁護士会は、平成30年2月時点で会員数579名であり、ある程度会員同士の顔が見える関係にあります。そのため、個人的なつながりで事件を紹介してもらったり、事件処理に関する相談ができたりする状況となっていると考えられ、制度や取組みについて対象を若手に限ったものというのは少ないです。

ただ、若手に対する支援として挙げられるものとして、会員サポート窓口制度、幹事制度、委員会活動、弁護士会費の減額、研修制度、刑事事件のチューター制度及び自主受任制度があります。

**● 会員サポート窓口制度**

この制度は、会員が30期から50期代の弁護士に対して様々な相談をすることができるという制度です。対象は若手に限られず全ての会員が利用できますが、個別の事件処理を除いて様々な相談をすることができるということで、間接的に若手に対する支援になっていると思われます。その一方、事件そのものの処理については相談をすることができないので、使い勝手の悪い部分もあるという意見もあります。

**● 幹事制度**

この制度は、広島弁護士会独特の制度だと思われませんが、弁護士会が開催するイベントの幹事をその年の入会同期が幹事となって執り行うという制度です。入会の同期が様々なイベントの幹事をすることによって同期間の会員の繋がりができるという意味で、間接的に若手の支援になっています。

**● 委員会活動**

広島弁護士会では、事実上希望した委員会に所属できます。委員会の活動をしていく中で縦や横の会員間の繋がりを形成することができますから、委員会活動も間接的に若手の支援になっています。

**● 弁護士会費の減額**

広島弁護士会では、いわゆる谷間世代（修習65期から70期）に対する支援として、弁護士会費の減額を行っています。具体的には、月額6000円を登録後10年間減額しています。

**● 研修制度**

広島弁護士会では様々な研修会を開催しています。例えば、破産管財人や成年後見人名簿登録要件としての研修会等があり、これらの研修会も若手の支援になっているといえます。

**● 刑事事件におけるチューター制度**

この制度は、一定程度経験のある弁護士が初年度登録の弁護士と一緒に刑事事件の処理を行うというものです。具体的には、チューター弁護士の当番弁護に1回連れて行ってもらうこと、新人弁護士が受けた事件について、被疑者段階の弁護1回分、被告人段階の弁護1回分、チューター弁護士が書面を見たり傍聴に行ったりしながらアドバイスをするというサポートを行うことがその内容となっています。

このチューター制度については、主として刑事弁護センター委員会の幹事等を務める弁護士がチューター役を務めることとなっていますが、近年、広島弁護士会に新規登録



広島弁護士会の若手会員たちと

をする弁護士は十数名程度のため、上記委員等で難なくチューター役を回しています。

### ● 自主受任制度

この制度は、刑事事件の当番弁護・国選弁護配点に関する制度で、希望者が優先的に配点を受けることができるというものです。

自主受任制度を使えば優先的に刑事事件を受任でき、制度をフル活用すれば年間30件くらいの受任が可能となりますので、若手の経済的な支援が図れることとなります。

—— 東京弁護士会との比較についてご意見・ご感想をお願いします。

### ● 広島の特長

東京のように専門化が進んでいるような印象はありません。どの弁護士もほぼ例外なく幅広い分野に満遍なく対応できる弁護士が多いといった印象です。

その他、特徴としては原爆症の認定訴訟があるというのが特徴的だと思います。

### ● インハウスのローヤーについて

広島のインハウスのローヤーの人数は、9人程度です。インハウスのローヤーだからといって弁護士会内で特別な扱いはなく、通常の弁護士と変わらないと思います。

会社内（団体内）で上司に弁護士がいることはなく、会社内（団体内）に弁護士は1人しかいないのが一般的だと思いますが、ほとんどの場合顧問弁護士がいるので、何か困ったときは顧問弁護士と相談しながらの業務を行っている状況です。

### ● 委員会、会派活動について

広島弁護士会には委員会が五十数個あるといわれています。PTや部会も入れれば100個くらいになるはずです。したがって、広島弁護士会では一人の弁護士が複数の委員会

に所属しているのが通常です。

一方、広島弁護士会には、東京のような会派活動はありません。

### 当委員会の感想

広島弁護士会では若手弁護士のみを対象とする支援制度や取組みはほとんどないということでしたが、若手弁護士向けの支援が不十分なわけではなく、会員同士の顔が見えるからこそ別の形で上の期の弁護士がきちんと支援してくれているという印象を持ちました。弁護士会費の減額についても全国的には珍しいものではないといえるものの、広島弁護士会では登録後10年間の会費減額という直截的な経済支援も行われているようです。

また、当番弁護・国選弁護が若手に多く回ってくる上に自主受任制度を活用しているためか、若手の弁護士にもかわらず想像以上に刑事事件でいろいろ経験をされているという印象を受けました。凶悪事件が多い印象であるとか反社会的勢力の事件が多いということも東京にはない現象です。

当会では広島弁護士会のように個人的なつながりで仕事を紹介してもらったり事件処理に関する相談を行ったりすることは難しいかもしれませんが、クラス別研修等の会による支援策や委員会活動・会派活動がこれに代わるものですので、当委員会としても研修や委員会に参加せず（できず）、かつ、無会派の若手弁護士に対してどのような支援策を行うことが有効かをさらに検討したいと考えております。

当委員会では、今後も地方弁護士会の若手弁護士と交流し、当該地方の若手の実情を詳しくご報告したいと思います。